

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の事務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序で職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報を行う。
- 4 会計は、本会の資産及び会計事務を処理する。
- 5 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。
- 6 専門部副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は欠けたときは、部長があらかじめ指定した順序で職務を代行する。
- 7 会計監事は、次の業務を行う。
  - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (2) 財産の状況について不正の事実を発見したときは総会に報告すること。

(役員選任)

第9条 役員は、以下の方法で選任する。

- (1) 会長は、班長会の推薦を経て、総会で選任する。
- (2) 副会長、書記及び会計は、会長が班長会の同意を得て選任する。
- (3) 協力部、女性部を除く専門部長は、会長が班長会の推薦する役員の中から指名する。
- (4) 協力部の部長は、会長が兼務する。
- (5) 女性部を除く専門部の副部長は、会長が班長会の同意を得て選任する。
- (6) 女性部長及び副部長は、婦人会員の互選による。
- (7) 会計監事は、班長の互選による。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事情により、役員会が役員任期を1年以内に限り延長することを議決した場合は、これに準ずる。